

第3回グループホーム事業所連絡会(R7.3.28 実施) Q&A

○ 地域連携推進会議の手引き

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001282617.pdf>

○ 地域連携推進会議の手引き(別冊)資料編

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001282618.pdf>

○ 地域連携推進会議参加依頼文例(フォーマット)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001282619.docx>

○ 構成員について

Q1 家族の参加が難しい場合はどうすればよいのか？

A1 成年後見人、利用者家族と関わりのある支援者、家族会の会員など利用者家族の代弁者となり得る立場の方に参加いただくことが望ましいです。

⇒手引き 4 ページ 3.会議の構成員と人数 (2)利用者家族 参照

Q2 福祉知見のある人は、同法人でもよいのか？

A2 地域との連携や運営の透明性を確保する目的から、同一法人や系列法人に所属する者を選任することは望ましくありません。

⇒手引き 5 ページ (4)福祉に知見のある人 参照

○ 会議の設置について

Q3 会議の設置は事業所全体で1つなのか？住居ごとか？

A3 地域連携推進会議の設置は、指定を受けた事業所単位となります。1事業所において、複数の共同生活住居を設置している場合には、その共同生活住居ごとに年1回以上、地域連携推進員が訪問する機会を提供する必要があります。

⇒手引き 6～7 ページ 4.会議の開催頻度と設置主体

○ 構成員の選定について

Q4 市の担当者とは？窓口を教えてください。

A4 利用者の支給決定市町村の障害福祉担当課の職員等です。那覇市の場合は、グループホーム連絡会事務局の相談グループ(令和7年度担当は川田)、委託相談支援事業所の職員、基幹相談担当者となります。

市の担当者の参画を希望される事業所は、別紙「地域連携推進会議 参画希望票」を 5 月 15 日までにご提出ください。

Q5 民生委員や自治会に対して那覇市として声掛けしているのか？

A5 グループホーム連絡会事務局にて、民生委員や自治会に対し、本会議の主旨説明や協力依頼を行う予定です。民生委員や自治会長の参画を希望する事業所は、別紙 地域連携推進会議 参画希望票を 5 月 15 日までにご提出ください。希望する事業所の地域から順次主旨説明等行います。

Q6 民生委員のリストがほしい。

A6 リストのご提供はできませんが、地区民生委員が誰なのか知りたい場合は、障がい福祉課 相談グループ(川田宛)にお問合せください。

○ 会議開催について

Q7 参加者や家族が不在だった場合でも実施したことになるのか？

A7 会議は対面実施、訪問は施設等への現地訪問を原則としつつ、構成員の都合等によりオンラインで行うことも可能です。

⇒手引き 6 ページ 4. 会議の開催頻度・設置主体 参照

会議は、構成員の都合を確認した上で、会議開催の1か月前までには会議日程を決めることが望ましいです。構成員がやむを得ず欠席する場合は、事前に会議資料を送付し、意見・要望等を聴取することが望ましいです。

⇒手引き 12 ページ 9. 地域連携推進会議の開催準備から開催後までの流れ (3)会議日程調整 参照

○ 事業所訪問について

Q8 必ず見学と会議を別にしないとイケないのか？

A8 「地域連携推進会議の開催日以外の任意の日程を選択」するとされております。

⇒手引き 11 ページ 7. 地域連携推進員の訪問の実施方法 参照

○利用者の個人情報の取扱いについて

⇒手引き 10 ページ 6. 地域連携推進会議における利用者の個人情報の取扱い
地域連携推進会議参加依頼文例(フォーマット) 参照

【問合せ先】

那覇市役所障がい福祉課 相談グループ 川田
電話:098-862-3275